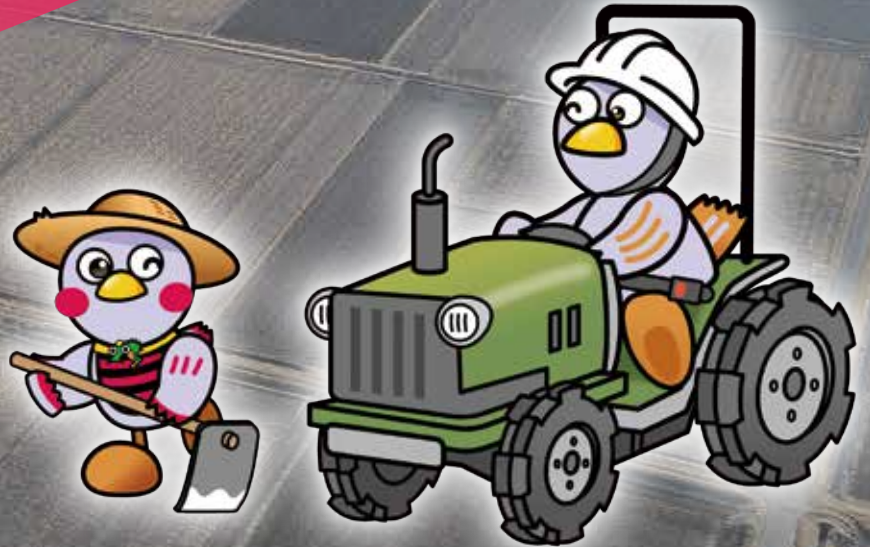


かすかべのういんナビ

「ほ場整備」で
農地を未来へつなげます!



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

▲宮代町 宮東・中島地区

第70号 令和7年3月17日発行
埼玉県春日部農林振興センター
〒344-0038春日部市大沼1-76
電話：048-737-2134 FAX：048-734-1344



埼玉県春日部農林振興センター
Instagramアカウント
「おいしい! きれい!
埼葛地域とれたて旬情報」



彩の国
埼玉県



ほ場整備事業(埼玉型)「小平地区」のご紹介

■ 埼玉型ほ場整備事業とは

従来の換地を伴ったほ場整備ではなく、畦畔除去による区画拡大や既存道路の拡幅など、現況区画を最大限に活かしながら、短期間で低コストな基盤整備を行うものです。併せて、農地中間管理事業などを活用して地域の担い手に農地の集積・集約を図ります。

■ 小平地区の現状

春日部市の東部(旧庄和町)に位置する面積約40haの地区です。大正時代の耕地整理事業で10a区画に整備されているものの、道路幅員は狭く、農業用機械のすれ違いや大型機械の導入は困難な状況です。また、水路は堤塘の崩れなどにより適正な用水配分や排水排除に支障が生じています。

■ 事業の実施状況

令和4年度に新規着手し、初年度は測量・設計等を行いました。令和5年度から区画拡大、道路拡幅等の工事を実施しています。

現在は今年度の事業完了に向け、引き続き工事を進めています。

県営事業担当

▼施工前



▼施工後



ほ場整備事業(埼玉型)「宮東・中島地区」のご紹介

■ 宮東・中島地区の現状

本地区は宮代町の東部に位置しており、地区の面積は約50haです。一帯は昭和40年代に約20a区画に整備されているものの、地区内の農道は狭く、また水路の多くが用水・排水兼用であり、排水能力が低い状況です。さらに、農家の高齢化や後継者不足が進行するなか、「地域の農地を将来に残したい」という地元の思いから、ほ場整備事業が始まりました。ほ場整備により農地の大区画化や農道・水路等の整備を行い、農地の集積や農業経営の安定化・効率化を図ります。

■ 今年度の取組

令和7年度の工事着手に向けて、今年度は測量・設計等を実施するとともに、関係者との調整を行っています。また地元では、ほ場整備完了後の地域農業の活性化に向けて議論が重ねられています。

今後も地元・町・県が一丸となって、事業を進めてまいります。

県営事業担当



▲宮東・中島地区の農地



▲地区内の未整備水路および農道



春日部地区青年農業者研究大会を開催しました

■ 概要

1月15日、春日部地方庁舎を会場に管内の青年農業者25人の参加により開催しました。当日は青年農業者からの発表と「持続的な営農にとって大事なこと」（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構安全検査部長 志藤博克氏）と題した講演会を行いました。

■ プロジェクト発表

プロジェクト発表は青年農業者が栽培技術や経営の課題解決に取り組んだ内容を発表するもので、八潮市の佐藤啓太氏が「直売野菜の新規品目の導入」、蓮田市の竹野谷彩人氏が「くわい大玉栽培の意義とそれに向けた取り組み」と題して発表し、いずれも興味深い内容でした。

■ 意見発表

意見発表は、自らの体験を通じて、日頃考えていることを発表するもので、久喜市の高橋尚樹氏が「私の経営計画」、杉戸町の舟田一希氏が「これからの農業に求められる“他分野への開拓”」と題して今後チャレンジしたいことについて発表し、両氏とも熱意を感じられる内容でした。

なお、審査の結果、優秀であった竹野谷氏、舟田氏は2月14日にさいたま市で開催された県大会に出場され、舟田氏は県知事賞を受賞し、県代表として関東大会に出場することになりました。



▲プロジェクト発表の様子



▲発表者の皆さん

新規就農・法人化担当



春日部地区さいたま農村女性アドバイザー「あぐりの友」研修会を開催しました

■ 春日部地区さいたま農村女性アドバイザー組織「あぐりの友」

埼玉県では、農業経営や地域社会に参画している女性農業者を、さいたま農村女性アドバイザーとして認定しています。

「あぐりの友」は春日部地区（春日部市、越谷市、松伏町、蓮田市、吉川市、三郷市、八潮市）で農業を営む10名が活動している、さいたま農村女性アドバイザーの組織です。

主な活動として、農業委員会等への女性の登用を働きかけるとともに、女性農業者の役割向上や農業・農村における共同参画の推進に取り組んでいます。また、県域組織での活動を通じて、地域を超えた情報交換や人脈形成が行われており、活動の場が広がっています。

■ 「あぐりの友」視察研修会

去る2月3日には現地視察研修会を開催し、当センター管内の露地野菜生産者のほ場と農産物直売所を視察しました。研修会では、会員同士の情報交換が行われ、栽培技術の習得や販売意欲向上に繋がる場となりました。

なお、現在、「あぐりの友」の会員を募集しています。お気軽に当センターまで御連絡ください。



技術普及担当

視察研修会の様子



S-GAPに取り組んでみませんか ～安全安心な農業生産と持続可能な農業経営を目指そう～

■ S-GAPとは

GAPとは「良い (Good) 農業の (Agricultural) やり方 (Practices)」の略で、食品の安全やそれを作る人の安全と生活環境の保全に配慮した持続可能な農業を実践することです。埼玉県では、県独自のS-GAP (埼玉スマートGAP) を策定して普及を進めており、令和6年10月に、国際水準に準拠したGAPへとバージョンアップが図られました。(下図のとおり、新たに「人権保護」と「農場経営管理」の2分野が追加されました。)

■ 取組の流れと支援について

取組に当たっては、①「S-GAPスタート宣言」により、基礎的な8項目の自己点検を行っていただきます。②センターの担当者が農場を訪問して、「S-GAPガイドブック」に基づいて、取組項目の説明と改善事項をチェックします。③センターの評価員が実施状況を確認し、「食品安全」など3分野50項目がすべて「適」となった場合は、従来の「S-GAP実践農場」として、5分野62項目すべてが「適」となった場合は、国際水準に準拠した「S-GAP実践農場plus」として評価書を交付します。なお、民間GAPの認証制度と異なり、取組の支援や評価に要する経費は無料です。

【取組段階に応じた支援】

①S-GAP スタート宣言

基礎的な項目の
自己チェックにより
リスクを発見！

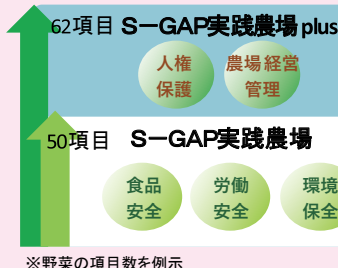


②GAPに取り組む

センターの担当者が、全
項目を説明し課題抽出。
課題の改善に取り組む。



③農場評価で実践状況を確認



S-GAPに取り組むと、自らの農業経営の改善点に気付くことができ、持続的で安定した農業経営の実現が期待できます。皆様も「S-GAP」にチャレンジしてみませんか。

地域支援担当



農業振興地域制度について

■ 農業振興地域制度とは

農業振興地域制度は「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)に基づく制度で、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を保全し、その地域の計画的な整備を図ることを通じて、農業の健全な発展を図り、限られた国土を合理的に利用することを目的としています。

■ 制度の仕組み

知事が、農地、農業用施設(農機具庫、農産物貯蔵庫、加工施設など)、農業を営む方々の住居などを含めて、一体として農業の振興を図ることが相当である地域について、「農業振興地域」として指定します。

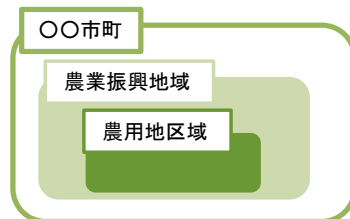
知事が農業振興地域として指定した地域を有する市町村は、「農業振興地域整備計画」を策定します。農業振興地域整備計画においては以下の事項を定めます。

- (1) 農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- (2) 農用地区域を保全し、農業を振興させていくために、市町村として計画的に農業施策を実施するための計画

「農用地区域」においては、ほ場整備や用排水路の整備などの農業関連の補助事業が実施され、効率的な農作業が行える環境が整えられています。

「農用地区域」に含められた農用地等は、農業的利用を継続することとされています。

農地の管理・保全にご協力をお願いいたします。



※制度イメージ

農地担当